

著作権の制限 6 (コンピュータでの 利用・翻案利用)

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2025年6月23日改訂

プログラムの著作物の複製物の所有者による複製（47条の3）

47条の3第1項 「プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、**第百十三条第五項の規定が適用される場合は、この限りでない。**

2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。」

113条5項： 「**プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物**（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに第一項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を**業務上**電子計算機において使用する行為は、**これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り**、当該著作権を侵害する行為とみなす。」

- 47条の3第1項本文の趣旨： プログラム複製物の所有者による当該複製物の利用の実効性を確保する。
- プログラムの著作物の複製物の所有者は、バックアップの作成、コンピュータへのインストール等、コンピュータで実行するために必要な複製・翻案をすることができる（47条の3第1項、47条の6第1項6号）。ただし、**違法複製されたプログラムであることを知って取得し（取得時に悪意あり）、かつ業務に使用**する行為は、著作権侵害とみなされる（113条5項）。
- 個人が悪意で海賊版プログラムを購入して**私的に**使用するためにコンピュータにインストールする行為は著作権侵害ではない。
- **購入後に初めて違法複製を知った場合**、海賊版プログラムを業務に使用しても著作権侵害にならない。

電子計算機における著作物の利用に付随する利用（47条の4）

47条の4第1項 「電子計算機における利用（情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。）に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。（略）

一 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録するとき。

二 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合

三 情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的として記録媒体への記録又は翻案を行うとき。」

- 47条の4第1項は、著作物のコンピュータ利用を円滑・効率化するための当該著作物の付随利用を免責している。
- 例えば、ウェブページの閲覧を効率化するためのコンテンツのキャッシング（ブラウザが次回閲覧のためにキャッシュしておく）（1項1号）、コンテンツ配信業者によるコンテンツ配信の効率化のためにローカルサーバでのコンテンツのキャッシング（1項2号）、コンテンツ提供業者によるファイル形式の変換・複製（1項3号）が免責される。

電子計算機における著作物の利用に付随する利用（47条の4）

47条の4第2項

「電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。（略）」

- 47条の4第2項は、バックアップの作成を著作権侵害から免責している。

電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用（47条の5）

47条の5 「電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて**著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為**を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供等（公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供等著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、**当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「**軽微利用**」という。）を行うことができる。**（中略）

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第百十三条第二項及び第四項において同じ。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。（中略）」

- 47条の5は、インターネット検索の提供などのコンピュータ情報解析の結果の提供に付随して、著作物を軽微利用を認めている。
- 例えば、検索エンジン提供者は、検索結果であるURLのリストを公衆送信するのに付随して、スニペット（短文の抜粋）及びサムネイル（低解像度画像）を公衆送信することができる。
- Google Booksは、検索結果である書籍の概要を公衆送信するのに付随して、書籍の一部を公衆送信することができる。
- Google Booksにおける書籍の物理的スキャナー読取りについて、日本著作権法に基づきどう合法性を説明するのは不明（2015/10/16米国第2巡回控訴裁判所判決は、Google Booksはfair useと判断した）。

著作権制限規定に基づき作成された複製物・二次的著作物の目的外使用（49条）

- 49条1項は、著作権制限規定に基づき作成された複製物を目的外で頒布又は公衆提示をした者は、複製権を侵害したとみなされることを規定している。
- 例えば、非営利教育機関での授業に使用する目的で著作物（公表済み著作物）を複製し、頒布する行為は、35条1項、47条の7により免責されている。しかしながら、当該複製物を授業以外の目的で頒布した場合には、当該頒布者は、49条1項1号により複製権を侵害したとなされる。また、この場合、47条の7但書きにより、譲渡権も侵害したことになる。

49条1項1号

「次に掲げる者は、**第二十一条の複製を行つたものとみなす。**
一 ……**第三十五条第一項……に定める目的以外の目的のために、**これらの規定の適用を受けて作成された著作物の**複製物**（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）**を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示**（送信可能化を含む。以下同じ。）**を行つた者**」

47条の7

「……**第三十五条第一項……の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物……の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、……第三十五条第一項……の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物……を第三十五条第一項……に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合……は、この限りでない。**」

著作権制限規定に基づき作成された複製物・二次的著作物の目的外使用（49条）

- 49条2項は、47条の6第1項の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物についても、目的外で頒布又は公衆提示をした者は、翻案権・複製権を侵害したとみなされることを規定している。
- 例えば、観覧者のための展示著作物の解説以外の目的（例えば、寄付金を募る目的）で、展示著作物の変形・翻案の複製物を頒布（公衆への提示）をすると、49条2項により、当該行為が行われる以前は47条1項及び47条の6第1項・2項により適法であった変形・翻案と二次的著作物（変形・翻案された展示著作物）の複製が、違法な翻案・複製（28条の複製権を侵害する複製）に転じる。また、47条の7但書により、譲渡権侵害（28条の譲渡権の侵害）にもなる。

49条2項

「次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一 …第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者」

47条の7

「…第四十七条第一項…の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第四十七条第一項…の適用を受けて作成された著作物の複製物…を第四十七条第一項…に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合…は、この限りでない。」

著作権制限規定と著作者人格権との関係

- 著作権制限規定と著作者人格権との関係
- 著作権法30条以降の著作権制限規定は、著作者人格権に影響を与えない（50条）。

50条

「この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。」